

(案)

滋賀県内水面漁業振興計画（第3期）の原案について

1 計画の概要

(1)「内水面漁業の振興に関する法律」(平成26年法律第103号)に基づく県計画であり、国 の基本方針に即して定めるもの。

(2)本計画の対象となる「内水面」とは琵琶湖を含めた湖沼、河川等を指し、県内水産業に かかる水産資源の回復・養殖、漁場環境の再生、内水面漁業の健全な発展、その他内 水面漁業の振興を図るもの。

2 策定の考え方

(1)現計画(第2期)を基本としながら、顕在化した課題への対応や、現在、改定作業が進め られている上位計画である「滋賀県農業・水産業基本計画」、密接に関連する「琵琶湖保 全再生施策に関する計画」との整合を図った計画とする。

(2)計画期間は、滋賀県農業・水産業基本計画の終期に合わせ、令和8年度～令和12年度。

3 計画策定にかかる進捗状況

(1)本計画の素案(10月常任委員会説明)について、府内関係各課、水産関係団体および 河川管理者等に対して意見照会のうえ、原案を作成。

(2)主な意見に対して、次のとおり原案に反映。

ア 「II 現状と課題」において、開発等による漁場環境の変化については一定の改善 策が講じられてきたこと、水質も様々な対策により改善してきたこと、しかしながら水 産資源の回復には至っていないことを追記。

イ 「IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画」において、漁場生産力の評価と回復 および気候変動(温暖化等)の影響への対応には、県の関係部局等が連携して取り 組むことを追記。

ウ 用語解説を追加。

4 策定スケジュール

令和7年10月	計画素案の説明
12月	計画原案の説明
12月下旬～ 令和8年1月下旬	意見募集(パブコメ)実施
3月	計画案作成
3月末	計画策定・公表

※上記期間中に琵琶湖海区漁業調整委員会・滋賀県内水面漁場管理委員会への協議、関 係者への意見照会を実施